

仙台厚生病院

院内感染対策チーム規程

第一条（目的）

（財）厚生会仙台厚生病院に、院内感染対策全般に関する事項の具体的な提案、実行、評価などを院内感染対策委員会に対して行うために、院内感染対策チームを設置する。

第二条（所掌事項）

本チームは、院長の命を受け、次の事項を所掌する。

- (1) 院内感染予防対策の推進
- (2) 院内感染対策マニュアル・ガイドラインの作成
- (3) 院内感染対策処置や予防処置の評価と指導
- (4) 院内感染の啓蒙と教育
- (5) 院内感染発生の確認と、感染源・感染経路の把握
- (6) 病棟環境の汚染状態や保菌者の把握
- (7) 薬剤感受性成績の把握と解析
- (8) 抗菌薬の選択や投与方法の指導
- (9) 感染性廃棄物の処理に関すること
- (10) 院長から諮問された事項に関すること
- (11) その他、院内感染防止対策に必要な事項に関すること

第三条（組織）

本チームは、次に挙げる者で構成する。

- (1) ICD
- (2) ICN
- (3) リンクナース（13名）
- (4) 薬剤師
- (5) 臨床検査技師
- (6) 管理栄養士
- (7) 管財課担当職員
- (8) 統合医療安全管理室職員

第四条（任期）

メンバーの任期は 2 年とし、再任は妨げない。任期中にメンバーがやむを得ない理由で退任する場合は、補欠のメンバーを選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第五条（代表とその権限）

チームに代表を置き、ICD がこれにあたる。

- (2) 代表は会務を統括し、チームを代表する
- (3) 代表は会務を遂行するため、院長の承認を得て、必要な措置をとる
- (4) 代表に事故あるときは、ICN が職務を代理する

第六条（招集）

チームは代表が招集する。

- (2) チームの会議は、原則として週一回定期的に行う。ただし、代表が必要と認める場合は、随時開催することができる

第七条（議事録）

チームは会議を開いたときは議事録を作成しなければならない。

第八条（情報の開示）

当チームで審議され、決議された事項およびガイドライン等は、必要に応じて、職員ならびに患者さんとそのご家族に公開されなければならない。

第九条（庶務）

チームの庶務は、統合医療安全管理室において処理する。

附則 この規程は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 14 年 6 月 21 日より施行する。

（平成 14 年 6 月 21 日改定）

附則 この規程は平成 14 年 10 月 16 日より施行する。

（平成 14 年 10 月 16 日改定）

附則 この規程は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

（平成 15 年 4 月 1 日改定）

附則 この規定は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

（平成 18 年 4 月 1 日改定）

附則 この規定は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

（平成 22 年 4 月 1 日改定）